

マネージメント・レター 247

「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」の制定について昨年12月に国税庁が「大工、左官、とび職等の受ける所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)に関してパブリックコメントができました。各企業でも一人親方の経理処理は外注費として処理する事が多いと思います。しかし、当該公表により外注費処理(事業所得)と賃金処理(給与所得)とに明確に区分されましたので、内容を充分理解し留意する必要があります。

「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得区分」

事業所得とは、自己の計算において独立して行われる事業から生ずる所得をいい、例えば請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供の対価は事業所得に該当する。また、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供の対価は、事業所得に該当せず、給与所得に該当する。

したがって、大工、左官、とび職等が建築、据付、組立その他これらに類する作業において、業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬に係る所得区分は、当該報酬が請負契約若しくはこれらに準ずる契約に基づく対価であるのか、又は雇用契約若しくはこれらに準ずる契約に基づく対価であるかにより判定するのであるから留意する。この場合にその区分が明確でないときは、以下の事項を総合勘案して判断する。

- (1) 他人が代替して(他の作業員を手配して)業務を遂行する事又は役務を提供する事が認められるかどうか。(他の作業員を手配できる場合は事業所得に該当)
- (2) 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的拘束(業務の性質上当然に存在する拘束を除く)をうけるかどうか。(作業の進行状況等に応じて作業時間を自らが決定できる場合は事業所得に該当)
- (3) 作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督を受けるかどうか。(作業内容方法について指揮監督を受けることは給与所得に該当)
- (4) まだ引渡を了していない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか。(報酬の支払を請求できることは給与所得に該当)
- (5) 材料又は用具等(釘材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く)を報酬の支払者から供与されているかどうか。(材料用具等の支給を受けることは給与所得に該当)



今月のワンポイント



日々の業務で疲労が蓄積されているときは、ちょっとした気分転換が効果的といわれています。たとえばお昼の10分程度の仮眠などもそうですが、グレープフルーツなどの柑橘系の香などもリフレッシュ作用があると言われてしています。最近では「アロマテラピー(精油)」もずいぶん身近になりましたが精油によっては禁忌などもあるので注意が必要です。